

裁 決 書

審査請求人

上記代理人

処分庁

平成30年1月7日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第46条第1項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成29年12月21日付けで審査請求人に対し行った生活保護費返還処分は、これを取り消す。

事 案 の 概 要

1

2

[REDACTED]

3

[REDACTED]

4

[REDACTED]

5

[REDACTED]

(1)

[REDACTED]

(2)

[REDACTED]

(3)

[REDACTED]

6

[REDACTED]

7

[REDACTED]

8

9

(1)

(2)

(3)

10

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

請求人は、次のとおり、原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

- (1) 敷金から日割家賃及び清掃代が差し引かれたことにより、実際に返還された金額は [REDACTED] であるにもかかわらず、実施機関の指導又は指示による転居ではないことのみを理由に敷金全額に相当する [REDACTED] を返還させる

ことは違法又は不当である。

- (2) 旧住居に係る敷金は■が用立てたものであるから、敷金の返還金を請求人の収入として返還させることは違法又は不当である。

2 処分庁の主張

原処分は、次のとおり、法令等の規定に基づき適正に行われたものであるから、違法又は不当な点はない。

- (1) 請求人は、自らの責めに帰すべき事由により転居することとなったものであり、実施機関の指導又は指示により転居した場合には該当しないから、敷金返還金を収入として認定したことは適正である。
- (2) 敷金の返還金の性質は、保護の処理基準（後記「理由」の1(2)ないし(5)）上「財産収入」に当たるものであって、敷金の返還金は転居において必要とされる敷金等に充てさせて差し支えないこととされている。そして、この取扱いは、現金そのものの移動を示しているものではない。
- (3) 借主が滞納した家賃や故意に家屋を壊した際の修理費などが敷金から差し引かれて返還された場合に実際に返還された金額を収入認定すべきものではない。本件における日割家賃については、前記(1)のとおり実施機関の指導又は指示により転居した場合には該当しないから、これを保護の支給対象とする真にやむを得ない事情は認められない。また、清掃代について、退去時に別途貸主から請求された場合には、原則として、法による支給対象とはならず、請求人が自己捻出すべきものである。

理 由

1 法令等の規定について

(1) 法令の規定について

ア 保護の原則等

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆる

るものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされている（法第4条第1項）。

イ 被保護者の義務等

(7) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。

(4) 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

(2) 処理基準について

保護の決定に係る事務（法第63条の規定により処理することとされている事務）等は、第一号法定受託事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号及び別表第1）とされているから、厚生労働大臣は、同法第245条の9第1項及び第3項に基づき、その基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）を定め、これらを踏まえ「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）が定められている。

(3) 法第63条に基づく返還額の決定に関する処理基準について

法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされている（問答集第13-5(1)）。ただし、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、一定の範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないとされている（問答集第13-5(2)）。

(4) 収入の認定に関する処理基準について

収入の認定に当たっては、次官通知において、就労に伴う収入以外の収入は、「恩給、年金等の収入」（次官通知第8の3(2)ア）、「仕送り、贈与等による収入」（同イ）、「財産収入」（同ウ）及び「その他の収入」（同エ）に区分することとされ、このうち、「財産収入」は「田畑、家屋、機械器具等を利用して得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入」（同ウ(1)）と、「その他の収入」は恩給、年金等の収入、仕送り、贈与等による収入及び財産収入のいずれにも該当しない収入とされており、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」はこれに含まれることとされている（同エ(イ)）。そして、「その他の収入」の認定に当たっては、その収入の額が月額で世帯合算額8,000円を超える場合に、その超える額を収入として認定することとされている（同エ(ア)及び(イ)）。

(5) 敷金の返還金の取扱いについて

課長通知第7の31では、保護継続中の者に対し敷金が返還される場合、当該返還金は当月以降の収入として認定すべきものであるが、実施機関の指導又は指示により転居した場合においては、当該返還金を転居に際して必要とされる敷金等に充てさせて差し支えないもものとされている。

2. 判断

(1) 原処分について

本件の事実経過を見ていくと、処分庁は、旧住居に係る敷金のうち実際に返還されたのは■■■■■■■■■■であるとする■■■■■■■■■■からの申立てに対して（前記「事案の概要」の6）、本件転居が実施機関の指導又は指示により行われたものではないため、敷金の全額が法第63条の規定による資力に当たり、これに相当する既に支給した保護費は返還対象になる旨を説明したが（同8）、■■■■■■■■■■からの了承が得られないまま、敷金の全額が保護費の過支給額と認められ、返還対象となるとして、原処分を行ったことが認められるので（同9）、以下、その適否を検討する。

ア 敷金の返還金について

前記1(3)のとおり、保護の実施機関は、法第63条による返還処分を行う場合、返還額を定める裁量があるが、本件において返還の対象となっているのは、旧住居に係る敷金の返還金であり、旧住居に係る敷金のうち実際に返還された金額が■■■■■■■■■■であることについては、当事者間に争いがないと認められる。

そもそも、敷金の返還金については、民法（明治29年法律第89号）その他の関係法令上、「敷金契約は、賃料債権、賃貸借終了後の目的物の明渡しまでに生ずる賃料相当の損害金債権、その他賃貸借契約により賃貸人が賃借人に対して取得することとなるべき一切の債権を担保することを目的とする賃貸借契約に付随する契約であり、敷金を交付した者の有する敷金返還請求権は、目的物の返還時において、上記の被担保債権を控除し、なお残額があることを条件として、その残額につき発生することとなる」（最高裁判所昭和48年2月2日第2小法廷判決・民集27巻1号80頁）とされ、「目的物の返還時に残存する賃料債権等は敷金が存在する限度において敷金の充当により当然に消滅することになる。このような敷金の充当による未払賃料等の消滅は、敷金契約から発生する効果であって、賃借人が

らの相殺によるものではない」(最高裁判所平成14年3月28日第1小法廷判決・民集56巻3号689頁)のであるから、本件において敷金の返還金として認定すべき金額は実際に返還された[]であり、日割家賃([])及び清掃代([])に相当する分については敷金返還請求権が発生する余地はないのであって、実際に返還されていない本件敷金に相当する額([])を敷金の返還金と認めることはできない。

イ 収入の認定について

処分庁は、敷金の返還金は「財産収入」に当たると主張するが、処理基準において、「財産収入」とは財産を利用して得られる収入をいうのであり、敷金の返還金が前記1(3)イの「田畑、家屋、機械器具等を利用して得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入」に該当するものと認める余地はない。そうすると、本件敷金の返還金は、「その他の収入」に該当するというほかなく、次官通知第8の3(2)エ(イ)に基づき、臨時的収入として取り扱うことになるから、月額8,000円を超える場合にその超える額を収入として認定すべきであって、この点においても、処分庁の判断は保護の処理基準に違反したものというほかない。また、課長通知第7の31について、処分庁はこの通知は現金そのものの移動を示しているものではないと主張するが、この通知は「敷金が返還される場合」についてその後の住宅扶助との調整が可能である旨を定めたものであって、「返還される敷金」にのみ適用があると解されるべきであり、前記アのとおり、敷金が日割家賃、清掃代等に充当された場合には当該充当された分について敷金の返還請求権が存在する余地はないのであるから、処分庁の主張は失当というほかない。

なお、処分庁は、過去の審査請求に係る裁決(平成19年12月11日付け福祉第3096号)において敷金の返還金の全額を収入認定した処分に対し原処分が適正であると判断されていると主張するが、当該裁決に係る事案にお

いては、敷金 [REDACTED] のうち実際に返還された [REDACTED] について収入認定された処分について判断したものであり、敷金に相当する額の全額の収入認定を適正と判断したものではない。

(2) 結論

以上のとおり、原処分は、法令及び保護の処理基準の適用を誤った違法な処分であり、その余の点について判断するまでもなく、取消しを免れないといふべきである。よって、本件審査請求は理由があることから、主文のとおり裁決する。

平成31年1月4日

審査庁 北海道知事 高橋 はる

